

平成 21 年 1 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社アップガレージ  
代表者名 代表取締役社長 石田 誠  
(コード番号：3311 東証マザーズ)  
問合せ先 コーポレートサービス部長 大塚 康雄  
(TEL. 03-5457-1616)

## 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 13 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

当社の株価は、平成 20 年 7 月以降株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）における時価総額基準である 5 億円を下回る水準で推移しております。その後同年 10 月 29 日には東京証券取引所所有価証券上場規程第 603 条 1 項第 5 号 a に定める「事業計画改善書」を提出させていただきましたが、本日現在において、依然時価総額基準を下回ったままの状況で上場廃止が強く懸念されており、株主様等当社関係者の皆様にご迷惑をお掛けしております。このような状況の中、当社といたしましては、業績の成果に応じた利益配当を維持しつつも、過去に蓄積いたしました利益の一部を株主の皆様へ還元することが最善の策であると考え、この度、自己株式を買受けることといたしました。これは、当社の資本効率を改善し株主資本利益率を向上させること、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とすること、さらには、当社信用力を向上させることを目的として行うものであります。なお、本公開買付けは上場廃止を意図したものではありません。

平成 21 年 1 月 13 日の当社取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、これに伴い金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に従い、発行者による上場株券等の公開買付けを行うものであります。本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、今後決定次第速やかに公表する予定です。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（平成21年1月13日公表）

### （1）決議内容

種 類	総 数	取得価額の総額
普通株式	7,000 株(上限)	162,253,000 円(上限)

（注1）発行済株式の総数 16,990 株

（注2）発行済株式総数に対する割合 41.20%

（注3）取得する期間 平成21年1月14日（水曜日）～平成21年2月27日（金曜日）

（2）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等  
該当事項はありません。

## 3. 買付け等の概要

### （1）買付け等の期間

#### ① 買付け等の期間

平成21年1月14日（水曜日）から平成21年2月27日（金曜日）まで（32営業日）

#### ② 公開買付開始公告日 平成21年1月14日（水曜日）

（2）買付け等の価格 1株につき、23,179円

### （3）買付け等の価格の算定根拠等

#### ① 算定の基礎

本公開買付けにおける買付等の価格（以下「買付価格」といいます。）の算定につきましては、上場会社の行う自己株式の取得が一般的に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることを勘案し、本公開買付けにおける買付価格の算定につきましても、当社株式の市場価格を最優先に検討いたしました。

この点、当社は、適正な時価を算定するためには、本公開買付けの決議直前の株価のみならず、過去一定期間の株価の推移についても反映させることが妥当であるとの判断に至り、過去の公開買付け事例のプレミアム水準等の状況に鑑み、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日までの6ヶ月（平成20年7月10日から平成21年1月9日まで）の東証マザーズにおける当社普通株式の終値の平均値に15%のプレミアムを加えた金額（23,179円、1円未満四捨五入）を選択することが妥当であるとの結論に達しました。なお、買付価格は、本公開買付けに係る取締役会決議日の前営業日である平成21年1月9日の当社普通株式の終値（20,000円）からは、15.9%のプレミアムを加えた金額になります。

#### ② 算定の経緯

当社は、平成20年12月下旬より当社自己株式の取得について検討を始め、平成21年1月13日の当社取締役会において、自己株式の取得及び取得方法、また買付価格等について審議を行いました。その結果、株価形成には業績以外の様々な要素が影響することや、上場会社の行う自己株式の取得が一般的に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることを勘案し、本公開買付けの決議直前の株価のみならず、過去一定期間の株価の推移についても反映させることが妥当であるとの判断に至り、過去の公開買付け事例のプレミアム水準等の状況に鑑み、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日までの6ヶ月（平成20年7月10日から平成21年1月9日まで）の東証マザーズにおける当社普通株式の終値の平均値に15%のプレミアムを加えた金額（23,179円、1円未満四捨五入）を選択することが妥当であるとの認識で一致し、上記取締役会において本公開買付けの決議を行いました。なお、買付価格の算定にあたり第三者機関による株式価値算定書は入手しておりません。

(4) 買付予定の株券等の数

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	7,000 株	一株	7,000 株

(注1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株式（以下「応募株式」といいます。）の数の合計が買付予定数（7,000 株）に満たないときは、応募株式の全部の買付けを行います。応募株式の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株式の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 発行済株式総数に対する割合 41.20%

(5) 買付け等に要する資金 約175百万円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法及び開始日

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
キャピタル・パートナーズ証券株式会社  
東京都中央区日本橋三丁目12番2号 朝日ビルヂング6階

② 決済の開始日 平成21年3月5日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(イ) 個人株主の場合

買付代金と買付けられた株式に係る取得価額との差額は、原則として、株式の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税に係る源泉徴収税額（買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、原則として、その7%に相当する金額）が差し引かれます。なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成21年2月27日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（平成21年3月4日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

① 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）」が平成21年1月5日（以下「電子化施行日」といいます。）に施行されたことに伴い、応募株主等は株券等を持参することにより本公開買付けに応募することはできず、応

募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株式が記載又は記録されている必要があります。

- ② 応募株主等は、応募に際しては、「公開買付応募申込書」とともに、応募株主口座開設の際のお届け印をご用意ください。また、公開買付代理人に応募株主口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を開設されている場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。応募する予定の株式が、応募株主等が公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設した口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、当該株式につき、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了している必要があります。
- ③ 電子化施行日までに証券保管振替機構へ預託されなかった株式は、当該株式にかかる株主名簿上の株主の名義で、当社により株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）に特別口座が開設されます。この場合、本公開買付けへの応募を行うには、応募株主等の株式が特別口座へ記載又は記録される平成21年1月26日以降に、公開買付代理人に応募株主口座を開設したうえで、特別口座に記載又は記録された株式について当該応募株主口座への振替手続が完了している必要があります。
- ④ 公開買付代理人に開設された応募株主口座への振替手続の詳細等については、公開買付代理人又は応募株主等の名義の口座が開設されている当該金融商品取引業者等にお問い合わせください。
- ⑤ 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限られません。）を利用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記の方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に居住又は所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限られません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。
- ⑥ 当社の株主である石田秀昭氏及びTSUNAMI2000-1号投資事業組合（それぞれ、当社普通株式1,887株、1,105株（平成21年1月13日現在）を保有しており、その持株比率は当社発行済株式総数の11.10%、6.50%に相当します。）から、本公開買付けに対して、保有する当社普通株式の一部に応募する予定である旨の通知を受けております。

（ご参考） 平成21年1月13日現在の自己株式の保有  
発行済株式総数（自己株式を除く） 16,882株  
自己株式数 108株

（注）発行済株式の総数には、平成21年1月1日から平成21年1月13日までの間に行使された、当社発行に係る新株予約権に基づいて発行された株式数は含まれておりません。

<本公開買付けへの応募手続きに関するお問い合わせ先>

キャピタル・パートナーズ証券株式会社 電話：03-4543-1144

受付時間：(平日) 9:00～18:00

E-mail：cs@capital.co.jp

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社アップガレージ コーポレートサービス部 電話：03-5457-1616

受付時間：(平日) 10:00～19:00

この文書は、本公開買付けに関して一般に公表するためのものであり、本公開買付けの申込みまたは売付けの申込みの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧いただいたうえで、株主様ご自身の判断で行うようお願いいたします。

以 上